

地方税財源の確保・充実等に関する提言

令和 7 年 7 月 23 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超えて過去最高を更新するとともに、賃上げの勢いが継続し、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等の影響による下振れも予想されている。また、物価高や人手不足等が続く中、地域経済は依然として厳しい状況にある。

このような中、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、強い危機感を持ってその対策に我が国全体で戦略的に取り組んでいく必要がある。

地方財政に目を向けると、こども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、頻発する自然災害に備える国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加も見込まれる。

これらの状況を踏まえ、地方が国と一丸となり、「地方創生2.0」を起動し、「新しい日本・楽しい日本」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、臨時財政対策債償還基金費の臨時的措置による将来の償還に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害等の不測の事態への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移する中、金利上昇の影響で公債費の増加が見込まれるなど、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

1 地方一般財源総額の増額確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（2024年（令和6年）6月21日閣議決定）において、2025年度（令和7年度）から2027年度（令和9年度）までの3年間の予算編成に関して、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールが継続されることとなったが、「骨太方針2025」においては、改めて予算編成において、地方財政についても「経済・物価動向等を適切に反映する」とされるとともに、「令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経

済財政の枠組みに沿った編成を行う」こととされている。

令和８年度の地方財政は、社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくためには、2026年度（令和８年度）においても、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、引き続き東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すべきである。

なお、いわゆる「103万円の壁」の更なる見直しについては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税の原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すべきである。

また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じるべきである。

２ 地方財政計画における必要な歳出の計上

地方歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費の削減などで一定程度吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。このような中、新たな行政需要の増加に対応するための人材確保、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与改定への対応、教職調整額の引き上げなどの教師の処遇改善、物価高や民間の賃上げ等に伴う様々な価格転嫁、インフラ・公共施設等の老朽化に伴う対応、国土強靱化事業に対する財政需要の増加、更には金利上昇に伴う公債費の増加など、地方歳出が必然的に拡大する要素が確実に生じており、このような歳出の増加を適切に地方財政計画に計上すべきである。

今後も増加する社会保障関係費については、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、こども・子育て政策の強化を含む社会保障に係る地方単独事業の経費についても、地方の財政需要としての確に反映すべきである。

また、令和７年度までが期限となっている「地域デジタル社会推進費」や、「地方創生推進費」、「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も、引き続き確実に地方財政計画に計上すべきである。

一般行政経費（単独）については、令和７年度地方財政計画として、デジタル活用推進事業費など約５千億円が増額されている。一般行政経費（単独）は、地方が国の法令等により義務的に実施する事業に加え、自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生２．０の起動に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、今後もその総額を増額確

保・充実すべきである。

なお、令和5年度から実施されている地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各自治体における検討状況も踏まえ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

3 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の7月中の早期交付決定に努めるべきである。

地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

4 臨時財政対策債の抑制と償還財源の確保

臨時財政対策債については、令和7年度は制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなったが、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行の抑制に努めるべきである。

併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

5 社会保障に係る地方財源の確保

消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を来さないよう、これらのサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

6 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（１）防災・減災、国土強靱化対策の強化

近年、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化に伴う事故においても、防災・減災、国土強靱化対策の重要性が再確認されたことから、新たに策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、当初予算を含め、別枠で確保するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた規模とすべきである。

併せて、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」について、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく直轄事業負担金及び補助事業費を対象として延長するとともに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、地方の実情に応じた国土強靱化対策を推進するため、期限を延長した上で、対象を拡充すべきである。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の費用を要する業務について補助・交付金の対象とするなど、財政支援の充実・強化を図るべきである。

住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講じるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故で重要性が認識された上下水道施設の耐震化・老朽化対策については、今後も持続可能な上下水道の整備ができるよう、国庫補助採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図るとともに、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を確実に措置すべきである。

（２）物流・人流ネットワークの早期整備等

「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。

このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路や新幹線などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的

かつ十分な財源を継続して確保すべきである。

なお、鉄道は、国民の生活・経済活動に不可欠な社会インフラであることを踏まえ、鉄道災害復旧補助制度における国負担及び地方負担に対する地方財政措置を拡充するとともに、適用要件を緩和するなど、ＪＲも含めた鉄道事業者が、被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すべきである。

(３) 公共施設等の適正管理

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」については、全国知事会調査によれば、都道府県では、2022年度（令和４年度）からの５年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することから、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すべきである。

併せて、地方団体の計画的な公共施設等の適正管理を推進するため、令和８年度末に期限を迎える同事業債について、期限延長等の方針を早期に示すべきである。

７ 公立病院の経営安定化支援

保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価高や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。中でも、民間医療資源が乏しい地域において、不採算医療・政策医療を担う公立病院は極めて厳しい経営環境にあり、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況にある。

このような状況を踏まえて、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設・拡充など早急に対策を講じるとともに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むべきである。

併せて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、医療機器のリース等に対する措置も含め、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すべきである。また、令和７年度に創設された病院事業債（経営改善推進事業）を拡充するとともに、地方団体の長期の貸付けについて、地方財政措置を講じるべきである。

８ 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和３～７年度）の５年間の「第２期復興・創生期間」の後の次の５年間に向けて、基本方針を見直すこととしているが、引き続き特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、地震や豪雨など相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

9 学校教育を担う人材確保

学校における働き方改革の更なる加速化や、いわゆる「教師不足」の課題解決に向けて、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費についても、十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の更なる配置に必要な財源を確保すべきである。

なお、教職調整額の率は、毎年1%ずつ引き上げ、令和12年度までに10%に引き上げることが決定していることから、引き上げに必要な経費は、引き続き全額地方財政計画に計上し、必要な財源を確実に確保すべきである。

10 補助金等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。なお、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力的運用を図るべきである。

II 人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保等

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、これからも国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、国を挙げて人口減少・少子高齢化対策に積極果敢に挑戦していくことが何より重要である。

「地方創生2.0基本構想」では、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活環境をさらに発展させ、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくため、安心して働き、暮らせる地方の生活環境や付加価値創出型の新しい地方経済の創生などの施策に国を挙げて、迅速かつ着実に取り組むこととしている。

国においては、地方が依然として厳しい状況にあることを重く受け止めるとともに、引き続き「自然減」「社会減」それぞれの要因に応じた適切な対策や住み慣れた地域で希望をもって住み続けることができる持続可能な地域づくりへの対策を講じていく必要がある。

このため、地方団体が地域の実情に応じて、少子高齢化や人口減少がもたらす諸課題を、AI・デジタルなどの新技術も活用しながら克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生を推進するための安定的な財源を確保し、財政措置を充実すべきである。

1 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードの観点も踏まえた上で、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すべきである。

なお、子ども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じで行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方団体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

また、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うべきである。

さらに、子ども・子育て政策の強化に係る財源確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すべきである。

2 新しい地方経済・生活環境創生等のための財源確保

(1) 地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

地方創生2.0を推進するため、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を新たに生ずる地方負担への十分な地方財政措置も含め更に拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 地方創生の交付金等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方創生の交付金については、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方負担への十分な地方財政措置を講ずるべきである。さらに、地方の意見等を十分に踏まえ、手続きの簡素化、人口減少社会に適応するスマートシティ化に向けた公共施設・公用施設等の拠点化、統廃合などへの対象拡大など、その使途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、若者の地方移住に対する支援を強化するとともに、全国各地への新たな人の流れを生み出す関係人口の創出・拡大に向け、二地域居住等を含む様々な都市部と地方部の交流・循環・結びつきを促進する取組みや、地域の内外で専門人材等をシェアする取組みへの支援を行い、都市部・地方部が相互に補完し合う関係性の強化を図るべきである。

3 デジタル社会の実現に向けた財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められている中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じるべきである。

また、地方団体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、各地方団体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めるべきである。

標準準拠システムへの移行に関しては、基本方針の改定により、令和8年度以降の移行とな

らざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）は、概ね5年以内に移行できるよう国が積極的に支援することとされたが、国においては、地方団体の状況や直面している課題等を把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させるべきである。

地方団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るデジタル基盤改革支援補助金については、財源となる基金の設置年限が5年延長されたが、事業者の人材不足によるシステム開発費等の高騰により、多くの地方団体において移行作業に必要な費用が現状の補助上限額では不足することが懸念されることから、基金の積み増しや補助上限額の引き上げを確実にを行うとともに、特定移行支援システムも含め国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とすべきである。

また、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修や経過措置により移行後に実施される一部機能の実装とそれに伴う関連システムの改修なども補助対象とすべきである。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、標準準拠システムへの移行に際し、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっている地方団体がほとんどであり、その対策は急務である。今後、国においては、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、地方団体や事業者と協力して取り組むとされているが、運用経費の着実な抑制により、3割削減の目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施するとともに、これに至るスケジュールを具体的に明示すべきである。

なお、ガバメントクラウド利用料及び移行に伴う運用経費の増加分等については、令和7年度から地方交付税措置を講ずるとされたところであるが、更に地方の負担が増加する場合には、補助金による支援など新たな財政措置を検討すべきである。

デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえる必要があることから、国と地方が一体となって取組を進められるよう、地方の意見を十分に聞きながら検討するとともに、国・地方双方に効果をもたらすことを踏まえ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、地方の取組状況等を踏まえて拡充を検討すべきである。

（２）地方における５ＧをはじめとしたＩＣＴインフラ整備への財政措置

光ファイバ、５Ｇ等の未整備地域解消に向けては、引き続き整備を着実に進めるため、国庫補助金等による支援制度を拡充すべきである。特に、過疎地域等の整備条件が厳しい地域での整備が進むよう、支援制度の拡充に取り組むべきである。

また、災害等の非常時においても高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線活用のための設備導入等に対する支援制度を創設するべきである。

（３）マイナンバー制度の推進

行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大に伴う情報連携の活用、大

規模災害の発生や感染症のまん延等の事態におけるマイナンバーの活用など、システムの整備に伴い必要となる地方団体のシステム改修等に対しては、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

また、マイナンバーカードの利便性向上に向けた診察券等との一体化や、手当・還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施などに当たっては、地方に過度な負担を課することがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

4 企業の地方移転の促進

東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、2025年度（令和7年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、制度の継続はもとより、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、制度の更なる拡充を検討すべきである。

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、法令に定められた基準の下で運用がなされているところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、各地方団体において各指定基準を踏まえた節度ある運用に引き続き努める必要があるが、国においても、制度本来の趣旨に沿うよう、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた取組を進めるべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであるとともに、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとしても期待できることから、引き続き、各地方団体においては、国民や企業の理解を得るなど制度の活用に努めるとともに、国においては、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、積極的な活用を促進すべきである。

6 持続可能な地域づくりを推進するための財政措置

安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組みに対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うべきである。

7 脱炭素施策への財政措置

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「特定地域脱炭素移行加速化交付金」について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

令和7年度末に期限を迎える「脱炭素化推進事業債」については、民間企業も含めてLED照明や電動車の導入が進む中、地方団体において、引き続き公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、期限を延長した上で、地方の実情に応じた事業規模や対象の拡充などを行うべきである。

8 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

(1) スポーツ・文化施策への財政措置

スポーツ・文化芸術活動の活性化や、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）をはじめとする大規模国際大会の開催に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講じるとともに、地方が実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を行うことができるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うべきである。

特に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の改革に当たっては、地方団体の財政負担軽減に向けた検討を行うべきである。

(2) 観光施策への財政措置

2024年の訪日外国人旅行者数が過去最高を記録するなど、観光の復興が続く中、国内観光の活性化やインバウンド需要を地方創生につなげていくため、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに加えて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制についても積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

国際観光旅客税の見直しに当たっては、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

Ⅲ 物価高等への対策に係る地方財政措置

1 地方財政措置の充実

物価高が続く中、地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じるべきである。

追加の対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じるべきである。

また、公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うべきである。

2 地方に対する交付金の充実

引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、適時適切な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金については、総額を十分に確保し

た上で、可能な限り自由度を高くするなど地方の裁量を尊重すべきである。

また、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

3 米国関税措置への適切な対応

米国の自動車等への追加関税及び相互関税については、輸出産業のみならず国内のあらゆる産業に多大な影響を与えることが懸念されることから、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に基づき、影響を受ける事業者に対するきめ細かい支援策を講じるべきである。

また、今後、追加の対策が必要となった場合においても、国の責任において財源を確保し、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すべきである。

IV 税制抜本改革の推進等

1 地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討すべきである。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

（1）収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和7年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していること、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し（2005年度（平成17年度））から相当期間が経過しており、デジタル化などの経済社会の構造変化を踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大といった近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）については、令和7年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の締結に向けた進捗状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

2 自動車関係諸税の見直し

自動車税環境性能割については、令和5年度税制改正において、税率区分を令和7年度末に見直すこととされている。また、種別割のグリーン化特例の適用期限も同様である。

令和7年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、①CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対

応関係を分かりやすく説明していく。その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる。との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされている。

また、「車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2025年度（令和7年度）は1兆9,923億円で、ピーク時の1996年度（平成8年度）と比較すると、4,200億円程度の税収減が見込まれており、安定的な財源確保に懸念がある。

自動車税・軽自動車税環境性能割については、自動車をもたらすCO₂排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金性格を有し、環境インセンティブを強化する観点から、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとされている。そのため、結果として、課税されるのはガソリン車等の「燃費性能の悪い（CO₂排出量の多い）自動車」となっている。また、令和7年度においては約1,900億円の税収が見込まれており、都道府県・市町村の貴重な財源となっている。

令和7年度与党税制改正大綱に基づき、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しを行うに当たっては、こうした点を十分踏まえつつ、検討すべきである。

また、自動車税種別割においては、エンジンを持たず総排気量の値がない電気自動車等に対し、車両の価格・重量等に関わらず、最低税率（25,000円）が適用されていること等について、税負担の公平性の観点から課題がある。

このため、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえ、電気自動車等を含むすべてのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、早期に検討し結論を得るべきである。

なお、仮に車体課税の大幅な見直しを行う場合には、納税者にとって分かりやすい制度となるよう留意するとともに、各地方団体における基幹税務システムの改修や条例の制定、納税者への周知をはじめとした課税庁の事務負担等にも配慮の上、その施行時期等について検討すべきである。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないように、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、丁寧に議論を進めるべきである。

3 個人住民税の充実確保等

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

また、これらの各種控除の見直しを行う場合には、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方団体が独自に実施している事業についても適切な対応を行えるよう所要の措置を行うべきである。

さらに、今後、各種控除や私的年金の税制のあり方等の個人所得課税の見直しを行う場合には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関の事務負担に配慮するとともに、地方の意見を十分聴取しつつ、こうした現状に対応するための現実的な仕組みとして、利子割税収をあるべき税収帰属地に帰属させるための措置を早急に講じるべきである。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

5 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であ

り、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

令和7年度与党税制改正大綱及び今般の骨太方針2025に取り上げられたとおり、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

7 地方税務手続のデジタル化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

具体的には、地方税関係通知については、令和7年度税制改正において、納税通知書等に係るeLTAX経由での電子的送付が制度化されたことから、今後は、納税証明書等のデジタル化に向けた取組を進めるべきである。また、納付のデジタル化について、eLTAXダイレクト納付の機能改善等、納税者の利便性向上に向けた取組を更に進めていくべきである。

また、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講じるべきである。

なお、こうした地方税のデジタル化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2026年度（令和8年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。